

鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について

1. 制定する目的

鹿児島市ではこれまで、妊娠・出産期から切れ目ない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの成長と子育てを社会全体で支援していく取組を進めてきた。

さらに、令和2年4月には「こども未来局」を創設し、これまで以上に子育て支援の推進を図っているところである。

また、この間、子どもを取り巻く状況として、子どもの貧困・児童虐待・いじめなど、多様な問題が表出している。

このようなことから、こども未来局が創設され、子育て支援を推進している今日において、改めて、子どもの権利に関する本市の理念を明らかにし、その重要性を喚起し、市民への啓発を図るとともに、子育て支援など本市の施策を着実に推進していくための礎となる条例制定に取り組むものである。

2. 制定までの取組（予定）

令和3年度	内容
①子どもの未来応援ワークショップ	子どもの声を条例制定の基礎資料とするためのワークショップの開催（対象：中学生・高校生）
②庁内意識調査	市役所職員を対象に、子どもの権利に関する認識等に関する調査の実施
③関係者等調査	子どもと関わる機会が多い関係者及び市民に対し、子どもの権利や育ちに関する調査の実施
④子どもの未来応援条例（仮称）制定に関する検討委員会	有識者等による外部会議 ※子どもを取り巻く状況や課題について整理し、条例に盛り込む内容について意見等をいただく
⑤子どもの未来応援条例（仮称）制定推進委員会	関係部署による内部会議 ※条例素案についての検討などを行う
令和4年度	内容
①大学生との意見交換会	大学生の声を条例制定の基礎資料とするための意見交換会の開催
②市民との意見交換会	市民の声を条例制定の基礎資料とするための意見交換会の開催
③パブリックコメント	条例素案に対する意見募集
④子どもの未来応援条例（仮称）制定に関する検討委員会	令和3年度からの継続
⑤子どもの未来応援条例（仮称）策定推進委員会	令和3年度からの継続

3. 条例の内容（案）

- ・子どもに対して保障される権利規定
- ・大人の責任、役割
- ・安全を守る取組
- ・相談、救済、援護等の仕組み
- ・体験、活動の推進
- ・社会形成への参画機会の確保 など

4. 他都市の状況（自治体例規集での確認による）

	全体数	制定済み	制定率
中核市	62	20	32%
九州県都	8	2	25%
県内市	19	1	5%
政令市	20	7	35%
都道府県	47	24	51%